



# ～ほけんだより～ 今後の新型コロナウイルス 感染症の対応について

No.93  
R5年5月  
封戸保育園

5月8日付で、新型コロナウイルス感染症は感染症の分類が5類に引き下げられました。これに伴い保育園での対応も変更となりますのでお知らせします。

## ★登園にあたり「意見書（医師記入）」が必要になります。

✳新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合、医師記入の「意見書」が必要です。

登園時に提出がない場合、受け入れができません。

新型コロナウイルス感染症に限らず、意見書の提出が必要な病気はすべて同じ対応です。診断を受けたら、お休みされている間に保育園に書類を取りに来てください。

## ★登園のめやす

「発症した後5日を経過し（発症した日を0日目として5日間）、  
かつ症状が軽快した後、1日を経過していること」

「保育所における感染症対策ガイドライン（2023年5月改訂版）」より

→「症状が軽快」とは・・・

解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が  
改善傾向にある状態をさします。

無症状の感染者の登園のめやすは、検体採取日を0日目として5日を経過すること

## ★マスクについて

園児のマスクの着用は個人の判断とし、保育園から一律に求めることはありませんが、感染症の流行時など状況によりお願いする場合があります。ご了承ください。

また、職員のマスク着用につきましても、職員個人の判断とさせていただきます。ただし、職員自身の健康観察や体調管理に努めるとともに、感染症流行時のマスク着用や手洗い・うがいの励行、換気等の基本的な感染予防対策は引き続き行います。

～引き続き基本的な感染予防対策を徹底していきます。  
皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします～